

**久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1. 目的

本要項は、「久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託

(2) 業務内容

「久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 8 月 31 日まで

(4) 主な環境活用場所

「久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託仕様書」のとおり

3. 提案上限額

提案上限額は、885,130,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とし、提案上限額を超えないこと。

また、本業務に関わる経費は、環境構築費と運用保守費（環境使用料含む）に分けて積算すること。

なお、各年度における支払い限度額は、次のとおりである。

| 年度 | 支払い限度額（税別） |
|----------|---------------|
| 令和 5 年度 | 181,818,182 円 |
| 令和 6 年度 | 82,052,728 円 |
| 令和 7 年度 | 140,661,818 円 |
| 令和 8 年度 | 140,661,818 円 |
| 令和 9 年度 | 140,661,818 円 |
| 令和 10 年度 | 140,661,818 円 |
| 令和 11 年度 | 58,611,818 円 |
| 合計 | 885,130,000 円 |

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

| 内容 | 令和5年 |
|------------|-------------------|
| 公示日 | 3月27日(月) |
| 仕様書等の提供 | 3月27日(月)～ |
| 質問書の提出期間 | 3月27日(月)～4月5日(水) |
| 質問書に対する回答 | 4月11日(火)まで |
| 参加申込書等提出期間 | 3月27日(月)～4月17日(月) |
| 資格審査・結果通知 | 4月28日(金) |
| 提案書の提出期間 | 3月27日(月)～5月8日(月) |
| プレゼンテーション | 5月12日(金)【予定】 |
| 審査結果通知 | 5月23日(火)【予定】 |
| 契約締結 | 5月下旬【予定】 |

6. 参加資格

- (1)参加資格を有する者は、次に掲げる各要件を満たす単独事業者又は共同企業体（対象業務の共同実施を目的に複数の事業者で構成する組織をいう。以下同じ。）とする。
- (2)単独事業者の場合は、①から⑨の全ての要件を満たすこと。また、共同企業体の場合は、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、全ての構成員が②から⑩までの要件を満たすこと。
 - ①過去、1件あたり30校以上又は利用者1,000名以上の官公庁若しくは一般企業等において、ネットワーク環境構築及びシステム導入を行い、運用保守の実績があること。
 - ②ISO27001/ISMS又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ④久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
 - ⑤国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
 - ⑥福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
 - ⑦手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑩共同企業体としての参加の場合は、特に次の要件を満たすこと。
- 参加申込書等提出時まで共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。
 - 共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員又は単独で参加することはできない。
 - 共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体結成予定書を作成し、提出すること。
 - 代表者の出資比率は、その他の構成員を超えること。
 - 参加しようとする者の間(代表者と代表者以外の構成員間も含む)の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。(ただし、以下のいずれかの関係に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- *親会社と子会社：会社法第 2 条第 3 号、第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。
*役員：①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役・非常勤取締役を含む)
*管財人：会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条 2 項の規定により選任された者
- 当該業務の共同企業体の存続期間は次のとおりとすること。
- ・本業務の落札者となった場合 ⇒ 本業務の請負契約履行後 3 か月を経過した日まで
 - ・本業務の落札者とならなかった場合 ⇒ 本業務の請負契約が締結された日まで

7. 関係資料等

実施要項・仕様書・様式等の資料の提供については、次のとおりとする。

(1) 提供場所

久留米市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提供開始

令和 5 年 3 月 27 日（月）から

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、件名を次のとおり記

載した電子メールに「質問書」(様式第2号)を添付して、「17. 問い合わせ先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は、受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

【件名】 久留米市校務系環境整備運用プロボ質問書/会社名

(2) 期限

令和5年4月5日(水) 午後2時までには必着

(3) 回答方法

令和5年4月11日(火)までに、「質問書」(様式第2号)に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、質問の回答は本要項の追加または修正とみなす。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出書類

| 提出書類 | 様式 | 提出部数 | | |
|---|------|---------|-----------|-------------|
| | | 単独事業者 | 共同企業体 | 備考 |
| ア 参加申込書 | 第2号 | 1部 | 1部 | |
| イ 特定業務共同企業体協定書 | 第3号 | | 1部 | |
| ウ 特定業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書 | 第4号 | | 1部 | |
| エ 会社概要書 | 第5号 | 1部 | 各1部 | 全構成員分 |
| オ 参加資格調書 | 第6号 | 1部 | 1部 | |
| カ ISO 27001/ISMS 又はプライバシーマークの登録・認定の証明書の写し | — | 1部 | 各1部 | 全構成員分 |
| キ 業務実績調書 | 第7号 | 1部 | 1部 | |
| ク 委任状(共同企業体代表者あて) | 第8号 | | 各1部 | 代表者を除く全構成員分 |
| ケ 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合) | 第9号 | 必要に応じ1部 | 必要な構成員各1部 | |
| コ 役員等調書及び照会承諾書 | 第10号 | 1部 | 各1部 | 全構成員分 |
| サ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書) | — | 1部 | 各1部 | 全構成員分 |
| シ 納税(滞納なし)証明書(国税、都道府県税、市町村税) | — | 1部 | 各1部 | 全構成員分 |

| 提出書類 | 様式 | 提出部数 | | |
|------------------------------------|----|-------|-------|-------|
| | | 単独事業者 | 共同企業体 | 備考 |
| ス 直近の3か年度の決算関係書類 (貸借対照表及び損益計算書) | — | 1部 | 各1部 | 全構成員分 |

*サ・シは、参加申込期限から3ヵ月以内に発行されたものに限る。

*コ・サ・シは、参加申込書等提出時点で久留米市競争入札参加資格の「物品」又は「業務委託」を有する者である場合は提出不要。

*シの納税(滞納なし)証明書は、以下の表に従って提出すること。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

| 所在地区分 | 税区分 | 税目 | 納税等証明書 | | |
|-------|--------|------------------------|--------------------|------------------------|------------------------|
| | | | 法人 | 個人 | |
| 市外 | 市外(県外) | 国税等 | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税 | 国税に未納がない証明(納税証明書その3の3) | 国税に未納がない証明(納税証明書その3の2) |
| | 市外(県内) | 福岡県税 | 法人事業税、個人事業税 | 福岡県税に未納がない証明 | 福岡県税に未納がない証明 |
| 市内 | 久留米市税 | 法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 久留米市税に滞納がない証明 | 久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明 | |
| | 久留米国保 | 国民健康保険 | — | | |

(例：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

②提案書等の提出書類

| 提出書類 | 様式 | 提出部数 |
|-------------------------|---------|------------------|
| ア 企画提案書 | | 18部(正本1部・ 副本17部) |
| イ 価格提案書 | 第11号 | 1部 |
| ウ 価格提案書の内訳書 | 第12号 | 1部 |
| エ 校務支援システム 詳細機能要件確認表 | 第13号 | 18部(正本1部・ 副本17部) |
| オ 業務実施体制図 | —(任意様式) | 1部 |

*オの業務実施体制図は、本業務を遂行するための体制図に、責任者やメンバーの人数、それぞれの職務経験年数や保有資格等の情報を記載すること。

(2) 提出期限

①参加申込書等の提出書類

令和5年4月17日(月)午後2時まで(土日祝日を除く)

②提案書等の提出書類

令和5年5月8日(月)午後2時まで(土日祝日を除く)

(3) 提出方法

①参加申込書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。
なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付け、郵便事故等については市はその責めを負わない。

②提案書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

「久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託公募型プロポーザル 企画提案書作成要領」を参照。

11. 審査

(1) 評価項目

| 分類 | 番号 | 評価項目 | |
|--|--------------------|-----------------------|------------------------|
| 非 価 格 点 （ 企 画 提 案 ） | 1. 基本事項 | | |
| | 1-1 | 事業の考え方、ネットワークの基本構想 | |
| | 2. 体制・工程 | | |
| | 2-1 | 体制図、構成員の役割、情報セキュリティ対策 | |
| | 2-2 | 工程 | |
| | 3. 全体設計及び調達 | | |
| | 3-1 | 全体設計 | 全体設計 |
| | 3-2 | 運用設計 | ユーザビリティ、負荷軽減、働き方改革 |
| | 3-3 | 運用監視 | セキュリティ確保、情報流出防止、バックアップ |
| | 3-4 | 調達 | 各構築環境の調達計画 |
| | 4. 校務支援システム | | |
| | 4-1 | システム | セキュリティ、付加機能 |
| | 4-2 | 構築 | 環境構築手順、データ移行 |

| 分類 | 番号 | 評価項目 |
|--|----------------------|---|
| 非 価 格 点 （ 企 画 提 案 ） | 5. 校務系データ保存環境 | |
| | 5-1 | 環境 構築方法、セキュリティ、データ保存容量等 |
| | 5-2 | 構築 環境構築手順、データ移行 |
| | 6. その他の環境 | |
| | 6-1 | 環境 データ駆動型教育、コンサルティング、テレワーク環境、 導入・運用支援 |
| | 6-2 | 構築 環境構築手順、データ移行 |
| | 7. 品質保証 | |
| | 7-1 | 環境試験 試験内容・手順・目標値等 |
| | 7-2 | サービスレベ ル目標（SLO） 項目数・設定値・執行体制等 |
| | 8. 運用保守 | |
| | 8-1 | 運用保守 |
| | 9. 地場企業 | |
| | 9-1 | 共同企業体 参加形態 |
| | 10. 実績 | |
| | 10-1 | 事業者の実績 |
| | 11. その他 | |
| 11-1 | その他の提案 | |
| 価 格 点 | 12. 価格 | |
| | 12-1 | 価格提案 |
| 合計(非価格点+価格点) | | |

(2) 審査方法

企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(3) プレゼンテーション

①実施日

令和5年5月12日（金）【予定】

②実施時間・場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

③参加人数

5人程度

④留意事項

ア スクリーンは、本市が準備する。パソコン及びプロジェクターが必要な場合は提案者が準備すること。

イ プレゼンテーションにおいて、事業者名や共同企業体名が判る口頭での説明や、画面上の記載は行わないこと。

1 2. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、以下の方法により総合点を算出し、最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

○総合点の算出方法

総合点は、非価格点と価格点を加算した点数

- ・ 非価格点 … 評価者がつけた評価項目毎の点数をそれぞれ平均し、加算したもの
- ・ 価格点 … 価格項目の配点×(全ての提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)

※小数点以下は切り捨て

ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、非価格点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

(3) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

1 3. 審査結果

(1)通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2)通知時期

令和5年5月23日(火)【予定】

(3)その他

審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ③仕様書「2(1)①(イ)校務支援システムに求める機能」の必要な機能において、一部でも実現できない機能が含まれる場合、もしくは記述のない提案があった場合
- ④実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑥プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑦価格提案書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合
- ⑧評価項目に定める「非価格点」の合計が50%以下の場合

15. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1)参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2)提出書類

- 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3)著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を

いう。) することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒830-0051 久留米市南一丁目8番1号 (久留米市教育センター内)
久留米市教育委員会 教育部 教育ICT推進課 (担当：宮原・新村・荒巻)
電話 0942-36-9770 ファクシミリ 0942-35-9930
電子メールアドレス kyou-ict@city.kurume.lg.jp